福岡県青少年問題協議会規程

福岡県

〇 地方青少年問題協議会法

昭和28年7月25日法律第83号最終改正 平成25年6月14日法律第44号

(設 置)

第1条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会(特別区にあっては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。) (以下「地方青少年問題協議会」と総称する。)を置くことができる。

(所掌事務)

- 第2条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議 すること。
 - 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係 行政機関相互の連絡調整を図ること。
- 2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組 織)

第3条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第4条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第5条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法(昭和 22年法律第67号)第252条の19条第1項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都 道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができ る。

(条例への委任)

- 第6条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。 附 則 抄
- 1 この法律は、公布の日から施行する。

○ 福岡県青少年問題協議会規則

昭和28年12月1日福岡県規則第90号 最終改正 平成26年 4月1日福岡県規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和二十八年福岡県条例第三十九号)第3条の規定に基づき、福岡県青少年問題協議会(以下「協議会」という。)の組織、委員その他必要な事項について定めるものとする。

(組織)

- 第2条 協議会は、35人以内の委員をもって組織する。
- 2 協議会に、会長及び副会長2人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する副会長がその職務を代理する。

(委員)

- 第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。
 - 一 福岡県議会議員のうちから福岡県議会が指名する者

- 二 関係行政機関の職員
- 三 学識経験がある者
- 2 前項第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 第1項第3号の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

- 第4条 協議会に、専門の事項を調査させるため、必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから、知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

- 第5条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(雑目(1)

第6条 この規則に定めるものの外、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の議を経 て会長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和28年10月1日から適用する。

○ 福岡県青少年問題協議会会則

(総 則)

第1条 福岡県青少年問題協議会規則(昭和28年福岡県規則第90号)第6条の規定により福岡県青少年問題協議会(以下「協議会」という。)の議事の手続きとその他運営に関し必要な事項は別に定めがあるものを除く外、この会則の定めるところによる。

(協議会)

- 第2条 協議会は、会長が必要と認めるとき、協議事項を示して招集する。
- 2 協議会に議長を置き、会長をもってあてる。
- 3 協議会において議決を要する事項は出席議員の過半数で決して可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 緊急やむを得ない事由があるときは、会長は、文書をもって委員の意見を求め、協議会に代えることができる。

(委員の代理)

第3条 委員は緊急やむを得ない事情で出席できないときは、関係職員等代理となるべきものを出席させる ことができる。この場合代理となるべき者のあらかじめ通知された事項についてのみ委員の権限を委 任されたものとする。

(資料の送付)

第4条 委員は、必要に応じ、相互に資料を提供する等常に緊密な連絡をとるものとする。

(幹事)

- 第5条 協議会に幹事若干名を置く。
- 2 幹事は、会長が任命する。
- 3 幹事は、協議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

附 則

この会則は、昭和28年10月1日から適用する。